



諏訪保健所管内の飲食店で 腸管出血性大腸菌による食中毒が発生しました

本日、諏訪保健所は、茅野市内の飲食店を食中毒の原因施設と断定し、この施設の営業者に対し、平成30年9月16日から9月18日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は8月18日に、この施設が提供した食事を喫食した2グループ2名で、環境保全研究所が行った検査により、患者便から検出された腸管出血性大腸菌O121の遺伝子型が一致しました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

平成30年8月28日及び8月31日に、諏訪保健所に、医療機関から腸管出血性大腸菌感染症発生届があり、患者へ聞き取りを行ったところ、この施設の食事を共通して喫食していることが判明しました。

【諏訪保健所による調査結果概要】

- 医療機関の検査で患者2名の便から腸管出血性大腸菌O121が検出されました。
- 患者は、この施設が8月18日に調理し、提供した食事を喫食した2グループ2名で、共通食はこの食事のみでした。
- 患者2名の症状は下痢、腹痛、発熱で腸管出血性大腸菌による食中毒の一般的な症状と一致していました。
- 患者2名のこの施設における喫食から発症までの潜伏時間は、腸管出血性大腸菌の一般的な潜伏時間と一致していました。
- 環境保全研究所が行った検査により、患者2名から検出された腸管出血性大腸菌O121の遺伝子型が一致しました。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。
- これらのことから、諏訪保健所はこの施設で提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	諏訪保健所	
患者関係	発症日時	8月22日 午後7時頃から
	患者症状	下痢(水様性及び血便)、腹痛、発熱
	患者所在地	諏訪市、茅野市
	患者数及び喫食者数	患者数/喫食者数 : 2名/2名 (患者内訳) 男性: 1名(年齢: 20歳代) 女性: 1名(年齢: 20歳代)
	入院患者数	1名(退院済)
	医療機関受診者数	2名(受診医療機関数: 2か所)
原因食品	当該施設で提供された食事	
病因物質	腸管出血性大腸菌O121	
原因施設	営業所所在地	茅野市
	営業許可業種	飲食店営業(一般食堂)
措置	食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止 営業停止期間 平成30年9月16日から9月18日まで3日間 (この施設は9月15日から営業を自粛しています。)	

[参 考]

患者らへ提供されたメニュー	ハンバーガー類、ホットドッグ類、フライドポテト等	
検査結果	腸管出血性大腸菌O121	患者 便：2 検体中 2 検体から検出

[参 考] 長野県内（長野市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

平成 30 年 度 （内 長野市）	6 件 （1 件）	46 名 （1 名）
平成 29 年 度 （内 長野市）	16 件 （6 件）	419 名 （184 名）

～腸管出血性大腸菌による食中毒とは～

[特徴]

腸管出血性大腸菌は、主に牛や羊など反芻動物の腸管内に生息していることがあります。食肉の生食あるいは加熱不十分で提供されたひき肉料理などが、原因食品となることが多くあります。また、牛の糞便に汚染された川の水や農作物が原因となることもあります。

熱に弱く、75℃、1 分間の加熱で死滅しますが、感染力が強く、50 個程度の菌量で食中毒を起こすことがあります。

[症状]

潜伏期間は、2～7 日（平均 3～5 日）と長く、下痢、腹痛、発熱などの症状が現れますが、重症化すると、激しい腹痛と血便を主症状とする出血性大腸炎を発症し、まれに溶血性貧血や溶血性尿毒症症候群（HUS）などを併発します。幼児や高齢者など体の抵抗力が弱い方は、重篤な症状となることがありますので、特に注意が必要です。

[予防方法]

- トイレの後、調理の前、調理中、食事の前は、石けんでよく手を洗いましょう。
- 腸管出血性大腸菌に対して感受性の高い幼児や高齢者は、食肉の生食など感染源となる可能性が高い食材は避けましょう。
- 焼肉などの場合は、生肉用の取り箸と食べるための箸を使い分けて、肉の中心部まで十分に加熱してから食べましょう。
- 生野菜はよく洗ってから食べましょう。
- 生肉を扱ったまな板、包丁などは菌が付いている可能性があり、きちんと洗浄・消毒しないと他の食品を汚染してしまうことがあります。これらの生肉を扱った調理器具等は必ず洗剤でよく洗ってから、熱湯や塩素系の漂白剤などで消毒しましょう。

確かな暮らしが営まれる美しい信州 ～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合 5 か年計画）推進中

諏訪保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係
 (次長)熊谷 健吉 (課長)佐々木 強 (担当)吉中 友子
 電話:0266-57-2929(直通)
 0266-53-6000(内線 2250)
 FAX:0266-57-2953
 E-mail suwaho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
 (課長)吉田 徹也 (担当)久保田 耕史 岡野 美鈴
 電話:026-235-7155(直通)
 026-232-0111(内線 2658)
 FAX:026-232-7288
 E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp